

草津市路上喫煙の防止に関する条例の 施行に関する基本的事項について（答申）

「路上喫煙禁止区域の拡大について」

平成28年 月

草津市路上喫煙対策委員会

はじめに

草津市では、路上喫煙による身体および財産への被害の防止ならびに健康への影響の抑制を図り、市民等の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とした「草津市路上喫煙の防止に関する条例」（以下「条例」という。）が平成20年4月1日に施行されるとともに、路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）が指定され、巡回啓発活動をはじめ、各種啓発物品を用いての啓発活動が実施されてきた。

草津市路上喫煙対策委員会は、市長の諮問に応じ、市域における路上喫煙対策に関する基本的事項を調査審議するために設置されたものである。

当委員会においては、平成20年10月および平成24年3月に草津市長に対し、路上喫煙禁止区域の指定要件や指定喫煙場所の設置に関することなど、路上喫煙対策にかかる基本的事項について、意見具申してきたが、この度、条例制定から8年目を迎えるにあたり、草津市長より路上喫煙禁止区域について、さらに調査審議するよう諮問されたことを受け、これまで議論を重ねてきたところである。

当委員会で議論した事項が施策に反映されることにより、喫煙マナーの向上につながり、受動喫煙や周辺の通行者への影響がなくなるなど、喫煙者と非喫煙者の共存が図られるとともに、条例の趣旨がさらに浸透し、市民等の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを確信して、本答申とするものである。

路上喫煙禁止区域の拡大について

当委員会は、平成20年10月に意見具申した「草津市路上喫煙の防止に関する条例に規定する路上喫煙禁止区域の指定等に関する考え方について 審議結果報告（意見書）」の中で、路上喫煙禁止区域の指定要件として次の5つを挙げている。

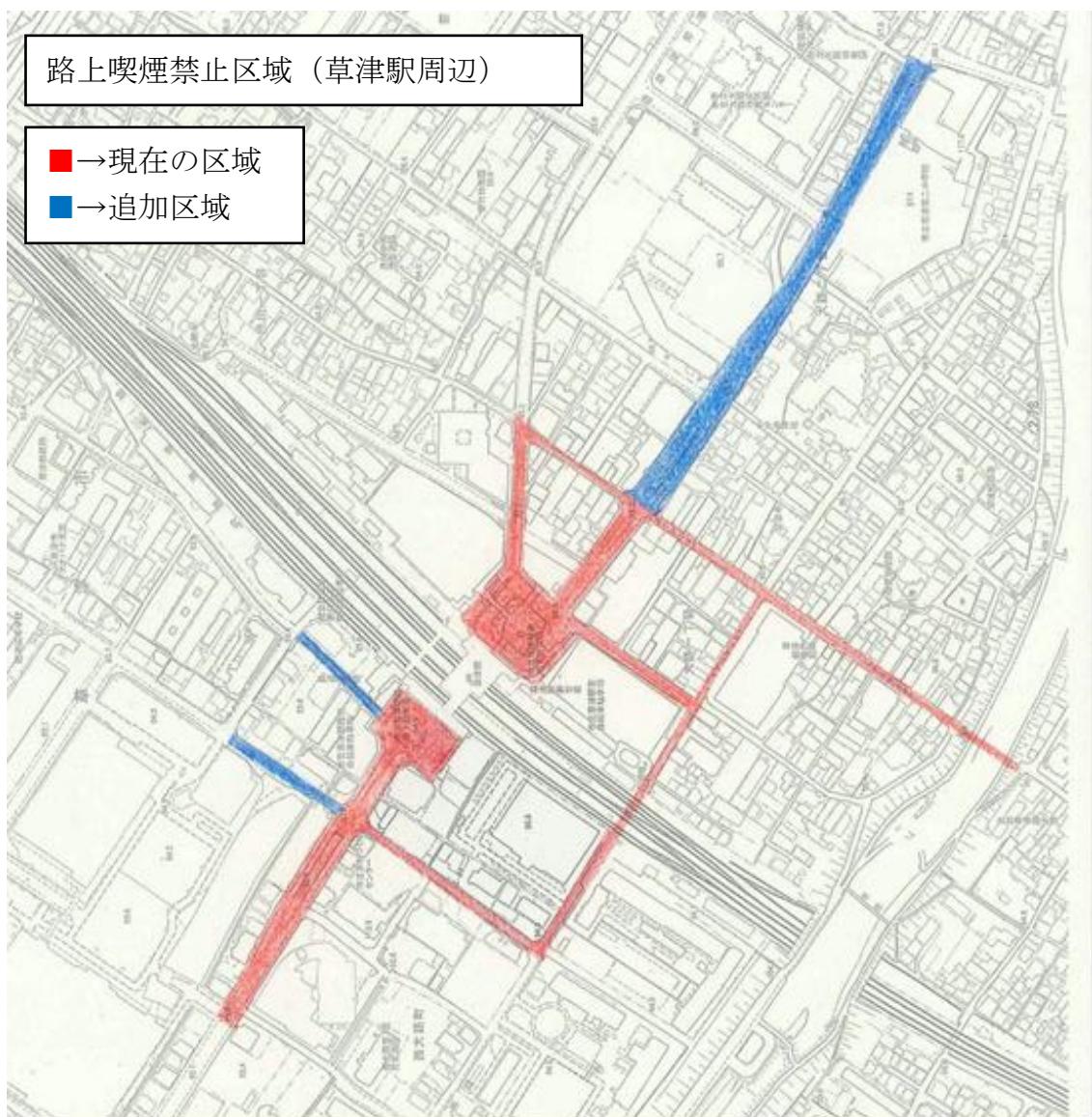
- ① 路上喫煙による影響や被害等を受ける可能性が高いと想定される区域
- ② 恒常的に人通りがあり、一定高い歩行者密度がある区域
- ③ 市内全域への啓発普及効果が期待される区域
- ④ 啓発指導等で実効性のある取組みができる区域
- ⑤ 市民等に分かりやすく、明確に示すことができる区域

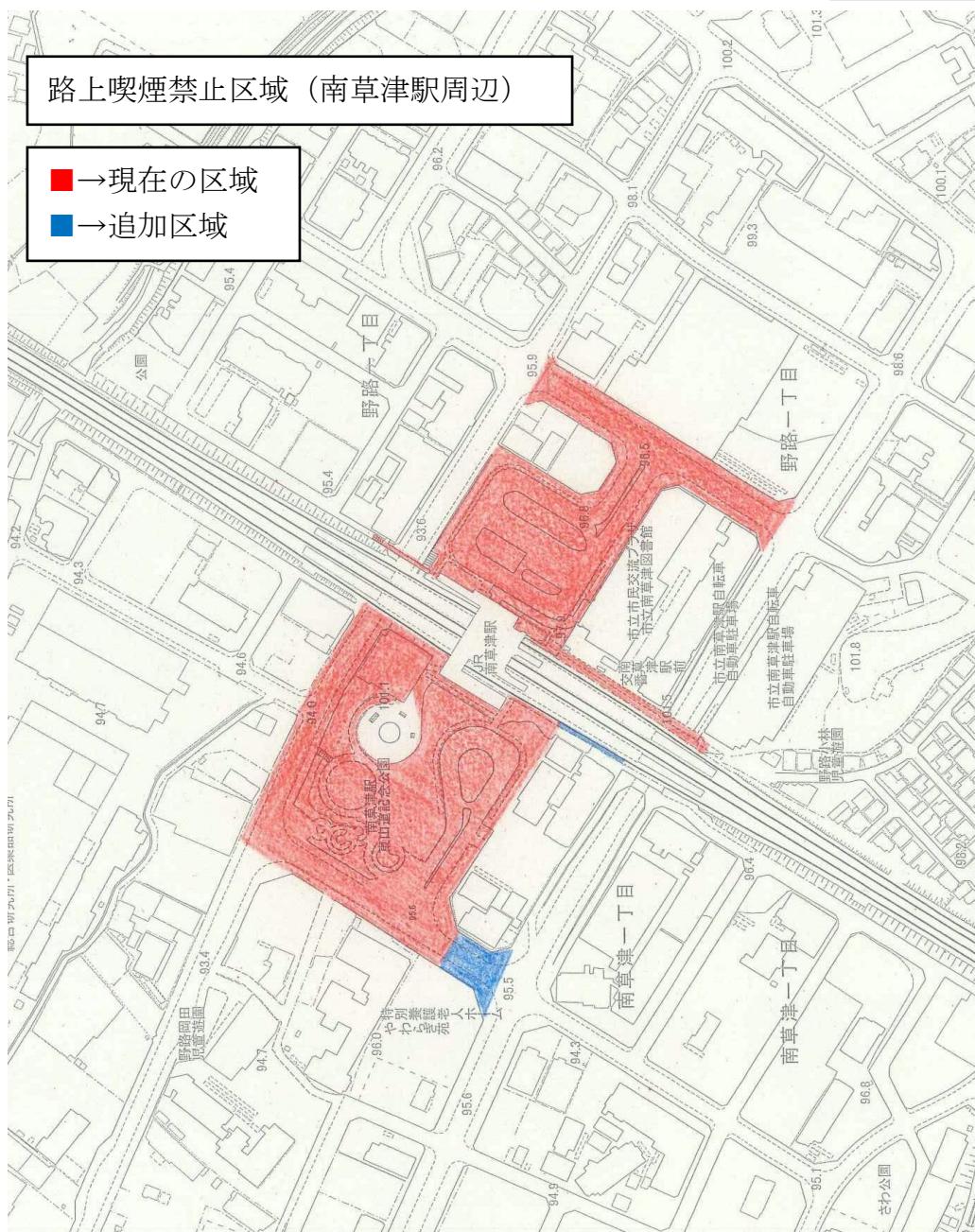
その後、草津市において、平成20年12月に路上喫煙禁止区域を指定し、現在に至っているところである。

当委員会では、禁止区域のあり方について議論する中で、市内における活発な宅地開発等により、近年、人口が増加し、駅利用者や通行者数にも変化が見られ、通行量が増加している箇所があることが確認できた。このことから、上記の指定要件に挙げている、路上喫煙による影響を受ける可能性が高い箇所や、禁止区域の拡大により、啓発の普及効果が期待できるなどの観点を踏襲することを基本に審議を行った結果、J R草津駅および南草津駅とともに、現在の禁止区域に接続する箇所（別添地図）を禁止区域として新たに指定すべきであると判断したところである。

特に、草津駅東口から草津第二小学校付近までの区域を拡大することについては、児童の健康への影響が大きいことや、社会におけるマナーの大切さを伝えることができるなど、教育的観点からも有効であるとの考えによるものである。

なお、禁止区域の拡大にあたっては、市民等に対して、十分な周知期間を設けるべきである。





草津市路上喫煙対策委員会委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等
委員長	寺尾 敦史 てらお あつし	滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）所長
副委員長	小林 達男 こばやし たつお	大路区まちづくり協議会 会長
委 員	遠塚 政弘 とおつか まさひろ	草津市商店街連盟 会長
委 員	平柿 完治 ひらがき かんじ	弁護士
委 員	平田 玲 ひらた れい	草津市P T A連絡協議会
委 員	松田 博 まつだ ひろし	公募委員
委 員	山元 智恵 やまもと さとえ	公募委員